

防府市介護事業所オンライン研修支援事業補助金交付要綱

令和7年6月18日制定

(趣旨)

第1条 この要綱は、介護従事者の技術向上や知識研鑽に資することを目的として、市内介護事業所が従業者を対象としてオンライン研修を行った際の経費に対して予算の範囲内で補助金を交付することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

第2条 補助金の交付対象者は、防府市内に所在する指定介護サービス事業所（以下、「事業所」）とする。なお、介護サービス事業所とは、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）に規定する居宅介護サービス事業所、地域密着型サービス事業所、居宅介護支援事業所、介護予防サービス事業所、介護予防地域密着型サービス事業所、介護予防支援事業所、施設サービスを運営する事業所及び介護予防・日常生活支援総合事業による事業所をいう。

(補助の申請単位)

第3条 補助金の申請は、以下のいずれかの単位で行うものとする。

- (1) 事業所1単位での申請
- (2) 複数の事業所が代表名（例：〇〇サービス協議会）を定めてまとめて申請

(補助対象研修)

第4条 補助金の対象となる研修は、オンラインを利用した研修とし、次に掲げるものとする。

- (1) ビデオ視聴を含むオンライン研修
- (2) オンラインでの対話を含む研修
- (3) サブスクリプション制で指定のオンライン型研修を制限なく受けられるもの

(補助対象年度)

第5条 補助金の対象となる研修事業は、本要綱に定める補助金の交付決定がなされた日が属する年度末までに完了するものとし、補助

金の申請は年度毎に1事業所あたり1回までとする。

(助成額)

第6条 補助金の額は、対象経費の全額を補助し、上限を1事業所あたり8,000円とする。

(対象経費)

第7条 補助金の交付対象となる経費は、以下の各号に掲げるものとする。

- (1) オンライン研修の利用料(研修に必要な年会費含む)
- (2) 契約に要した印紙代
- (3) 契約に要した振込手数料
- (4) 複数の事業所がまとめて申請した場合の取りまとめ事業所の人件費(1事業所あたり定額1,500円)

(補助金の交付申請)

第8条 補助金の交付を希望する事業所(以下「補助事業者」という。)は、防府市介護事業所オンライン研修支援事業補助金交付申請書(第1号様式)に以下の書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 対象事業所一覧
- (2) 研修計画書
- (3) 収支予算書
- (4) その他市長が必要と認める書類

(補助金の交付の決定)

第9条 市長は、申請書の内容を審査し、補助金の交付が適当であると認めた場合、防府市介護事業所オンライン研修支援事業補助金交付決定通知書(第2号様式)で補助事業者に通知する。

2 市長は、必要に応じて条件を付けることができる。

(補助金の請求及び交付)

第10条 補助事業者は、補助金の交付を受ける際、防府市介護事業所オンライン研修支援事業補助金請求書(第3号様式)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、請求を受けた場合、速やかに補助金を交付するものとする。

る。

(実績報告)

第 11 条 補助事業が完了した際、補助事業者は完了日から 30 日以内に、防府市介護事業所オンライン研修支援事業補助金事業実績報告書（第 4 号様式）に以下の書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 事業実施報告書
- (2) 収支決算書
- (3) 領収書・振込通知書などの写し（支払ったことが確認できるもの）
- (4) その他市長が必要と認める書類
(補助金の額の確定)

第 12 条 市長は、実績報告を審査し、補助金の額を確定し、防府市介護事業所オンライン研修支援事業補助金交付額確定通知書（第 5 号様式）で補助事業者に通知する。

2 交付した補助金に残額が生じた場合、補助事業者に対して返還を求める。

(交付決定の取消し及び返還)

第 13 条 市長は、補助事業者が以下のいずれかに該当する場合、補助金の交付決定を取り消し、既に交付した補助金の返還を命じることができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により補助金を受けた場合
- (2) 補助金を補助対象経費以外に使用した場合
- (3) その他、補助金の交付決定の条件や法令に違反した場合
返還を求める場合、期限を定めてその返還を求めることとする。

(その他)

第 14 条 この要綱に定めるもののほか、事業の実施に関する必要事項は別に定める。

附 則

この要綱は、令和 7 年 6 月 18 日から施行する